放置違反金公示納付命令書

1　納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2　納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3　納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第５１条の４第４項及び同条第１０項の規定により命令します。

なお，この納付命令を受けた者は，道路交通法第５１条の４第１１項の規定に基づき，この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和８年５月22日

香川県公安委員会　印

弁明通知書番号
81-107-260420-007001
81-107-260420-007006
81-107-260421-007003
81-107-260421-007007
81-107-260421-007008
81-107-260421-007009
81-108-260421-215462

弁明通知書番号